

医師法第16条の8及び第16条の9に規定する 厚生労働大臣から日本専門医機構等への意見及び要請

対応を求めた主な内容

※第2回医師専門研修部会で日本専門医機構及び関係学会への対応を審議

(日本専門医機構への意見・要請)

- 専攻医募集のスケジュール等の速やかな公表、事務局機能の強化
- 大都市圏のシーリングの継続と厳密な適用
- 専門医制度新整備指針の遵守
- 地域枠医師や出産、育児、介護、留学等相当の合理的な理由がある場合の
カリキュラム制による研修の実施
- 総合的に診療できる医師の養成体制の整備
- 地域枠医師が各都道府県内のプログラムに優先的に採用され、他の都道府県の
基幹病院による採用を制限される等の仕組みを整えること。

(日本専門医機構から各学会に対して指示する事項)

- 整備指針、細則に厳正に則った研修プログラムの用意
- 大都市圏におけるシーリング数の厳守
- 研修プログラムの日本専門医機構への登録期限の厳守 等

(関係学会への意見・要請)

- 複数の基幹病院の設置と大都市圏におけるシーリング数の厳守
- プログラム制の柔軟な運用やカリキュラム制の整備 等

※日本専門医機構及び関係学会宛 大臣通知(平成30年10月16日付)